

京都市無鄰菴等条例

(設置)

第1条 市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財保護法第27条第1項により指定された重要文化財並びに同法第109条第1項の規定により指定された史跡及び名勝（以下「重要文化財等」という。）を公開し、一般の観賞等の用に供するための施設（以下「施設」という。）を設置する。

2 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第2条 施設においては、次の事業を行う。

- (1) 重要文化財等を公開し、一般の観賞等の用に供する事業
- (2) 施設の特徴をいかした文化財を身近に利用することができる機会の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 施設の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(供用時間及び供用しない日)

第4条 施設の供用時間及び施設を供用しない日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(入場料及び観覧料等)

第5条 施設に入場しようとする者（以下「入場者」という。）は、指定管理者に対し、入場料を支払わなければならない。

2 入場料は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員である大学の学生（別に定める手続を行った者に限る。）の入場料の上限額は、100円とする。

4 指定管理者は、特別の事業を実施するとき、その期間に限り、第1項の入場料のほか、観覧料その他の当該事業に関する施設の利用に係る料金（以下「観覧料等」という。）を収受することができる。

5 観覧料は、前項の事業の内容を考慮して、その都度指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、入場料及び観覧料等を収受しない。

7 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入場料を収受しない。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）に在学する児童
- (2) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）に在学する生徒
- (3) 本市の区域内に住所を有する70歳以上の者
- (4) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (6) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (8) 傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (9) 本市が経営する自動車運送事業及び鉄道事業の管理者の定めるところにより福祉乗車証の交付を受けている者
- (10) 第4号から前号までに掲げる者（第4号に掲げる者にあつては、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者に限る。以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

（利用の許可）

第6条 別表第4に掲げる施設（以下「貸出施設」という。）を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用制限）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

（利用料金）

第8条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その

利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（入場料等の還付）

- 第9条 既に支払われた入場料、観覧料及び利用料金（以下「入場料等」という。）は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入場料等の減免）

- 第10条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、入場料等を減額し、又は免除することができる。

（特別の設備）

- 第11条 利用者は、利用しようとする貸出施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

（地位の譲渡等の禁止）

- 第12条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

（原状回復）

- 第13条 利用者は、貸出施設の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

（委任）

- 第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

（平成25年5月31日規則第14号で平成25年6月1日から施行）

附 則（平成25年11月11日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第116号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年11月5日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第2項から5項までの規定 公布の日

(2) 第1条の規定 平成28年4月1日

(3) 第2条の規定 平成28年10月1日

(準備行為)

2 無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の管理を行わせるために必要な準備は、第1条の規定の施行前においても行うことができる。

3 利用の許可の申請その他旧三井家下鴨別邸を供用するために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

4 第1条の規定の施行前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

5 第1条の規定の施行前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条	第6条
第9条第1項	第11条第1項

附 則（平成28年3月30日条例第38号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市無鄰菴等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による入場料並びに無鄰菴及び旧三井家下鴨別邸の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該入場料及び当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以降の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月３０日条例第４８号）

（施行期日）

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の京都市無鄰菴等条例の規定による入場料並びに無鄰菴及び旧三井家下鴨別邸の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に当該入場料及び当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- ３ この条例の施行の日時の申請に係る入場料及び利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表第１（第１条関係）

名 称	位 置
無 鄰 菴	京都市左京区南禅寺草川町31番地
岩倉具視幽棲旧宅	京都市左京区岩倉上蔵町100番地
旧三井家下鴨別邸	京都市左京区下鴨宮河町 58 番地の 2

別表第２（第４条関係）

名 称	供用時間	供用しない日
無 鄰 菴	午前９時から 午後５時まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
岩倉具視幽棲旧宅		水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
旧三井家下鴨別邸		水曜日（水曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）及び12月29日から同月31日まで

別表第 3（第 5 条関係）

区分	入場料（1人につき）
無 鄰 菴	円 600
岩 倉 具 視 幽 棲 旧 宅	400
旧 三 井 家 下 鴨 別 邸	500

備考 繁忙日（日曜日、土曜日、国民祝日に関する法律に規定する休日その他の入場者等が多いと見込まれる時期において指定管理者が市長の承認を得て定める日をいう。以下同じ。）の入場料の上限額は、次に掲げる区分に応じ、この表に掲げる額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、繁忙日の入場料を収受することができる日数は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）につき120日を上限とする。

- (1) 無鄰菴 2分の5
- (2) 岩倉具視幽棲旧宅 4分の5
- (3) 旧三井家下鴨別邸 2分の5

別表第 4（第 6 条及び第 8 条関係）

区分		利用料金		
		午前	午後	全日
無 鄰 菴	母 屋 の 2 階	円	円	円
	茶 室	3,080	3,600	5,140
旧 三 井 家 下 鴨 別 邸	主 座 敷	5,100	6,000	8,600
	の 居 室	2,100	2,400	3,400
	2 階 茶 の 間	1,200	1,400	1,900
	茶 室	5,100	6,000	8,600

備考 1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは正午から午後5時までを、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。

- 2 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。
- 3 繁忙日の利用料金の上限額は、この表に掲げる額に3を乗じて得た額とする。ただし、繁忙日の利用料金を収受できる日数は、一の年度につき120日を上限とする。